

平成 29 年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会  
(西部建設事務所管内【東ブロック】)  
議事概要

日 時：平成 30 年 1 月 31 日（水）10：30～11：20

場 所：広島県呉庁舎 第 2 庁舎 大会議室

出席者：別紙出席者一覧のとおり

**【決定事項】**

本協議会の規約を改正し、取組方針を策定した。

**【各委員の発言】**

東広島支所：国において革新的河川管理プロジェクトが進められているが、危機管理型水位計の設置については取組方針に入っていないのか。

事務局：取組方針（案）9 ページに記載のとおり、平成 30 年度から危機管理型水位計の配置計画を検討調整し、順次整備することとしている。

東広島支所：河川監視用カメラの映像はどこまで公開するのか。

事務局：県の防災情報システムを通じて一般県民が見られるようにする予定。映像は固定画像が更新される形となる。

東広島市：市において避難準備情報等を発令するに当たり、近年の線状降水帯による局地的な豪雨など気象の予測が難しくなっている。過去の災害時の気象状況を知っておくだけでも早く対応できるので、そうした情報の共有をしていきたい。

事務局：過去の浸水実績などの情報共有を図っていきたい。

気象台：過去の災害を紐解くのは大事なことである。同じ気象条件でも昔よりも雨雲が発達しやすくなってきている。要望があれば気象台でまた勉強会を開催するので、連絡してほしい。

土木建築局：東ブロックには国の直轄河川はないが、太田川などでの取組について情報提供してほしい。

中国地方整備局：了解した。

東広島市：河川が氾濫しそうな状況で消防団に土のうの設置などをお願いしているが、どの段階から避難してもらうべきか判断に悩んでいる。何か基準はないか。

事務局：黒瀬川や賀茂川など大きい河川ではあらかじめ準備しておくことが大事である。現地の状況や雨の降り方などで一概には言えないが、築堤の場合は堤防が決壊するおそれがあるので、早めの避難が必要である。

呉市：基準水位の見直しについて、氾濫危険水位到達までに避難完了という考えから溢水までに避難完了という考えに変わったが、危険側への変更となるので、議会への説明に苦慮して

いる。堤防の決壊や漏水などの危険がある場合は、水位とは別に避難勧告などの判断が必要と解釈している。

事務局：基準が水位だけだと市町が避難勧告などを発令しにくいと思われるため、「越水」と「堤防決壊」を分け、「越水」については基準水位、「堤防の決壊」については堤防の重点監視で対応することとしている。今回、住民が避難するのに必要な時間がとれるよう検証した上で基準水位の見直しを行っている。

堤防の浸透侵食に関する重点監視については、取組方針(案)の10ページに記載している。呉市では黒瀬川の一部が重点監視区間となっている。監視業務は業者へ委託しており、異常が見つかった場合は、委託業者と県双方から市町へ連絡することとしている。

呉支所：取組方針については公表するのか。

事務局：ホームページなどで公表する。

平成29年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）  
出席者名簿

所 属	委 員	出 席 者	備 考
呉市	市 長	危 機 管 理 監	代 理
竹原市	市 長	市 長	
東広島市	市 長	総 務 部 長	代 理
大崎上島町	町 長	欠 席	
気象庁 広島地方気象台	台 長	台 長	
広島県 土木建築局	局 長	局 長	
広島県 西部建設事務所呉支所	支 所 長	支 所 長	
広島県 西部建設事務所東広島支所	支 所 長	支 所 長	

（オブザーバー）

所 属	出 席 者	備 考
国土交通省 中国地方整備局 河川部	地 域 河 川 調 整 官	